

# 第74回国民体育大会 下妻市実行委員会

## 第1回総務企画専門委員会



日時 平成30年2月16日（金）午前10時～

会場 下妻市役所 千代川庁舎 2階 第1会議室

第74回国民体育大会下妻市実行委員会  
第1回総務企画専門委員会（目次）

【報告】

報告第1号

第74回国民体育大会下妻市実行委員会総務企画専門委員の変更について・・・P1

報告第2号

第74回国民体育大会下妻市実行委員会事業報告について・・・P2

報告第3号

第74回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会について・・・P6

報告第4号

市民運動推進の進捗状況について

1. 花いっぱい運動について・・・P7

2. 市民ボランティア募集状況について・・・P8

3. 手づくり応援のぼり旗について・・・P9

4. おふるまい（郷土料理の無料配布）について・・・P10

【議事】

議案第1号 第74回国民体育大会下妻市遺失物・拾得物取扱要項（案）について・・・P12

議案第2号 第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項（案）について・・・P23

議案第3号 第74回国民体育大会下妻市売店募集要領（案）について・・・P34

○参考資料

参考資料1 第74回国民体育大会下妻市実行委員会会則・・・P38

参考資料2 第74回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程・・・P42

参考資料3 第74回国民体育大会開催推進総合計画・・・P44

参考資料4 第74回国民体育大会下妻市実行委員会総務企画専門委員会委員名簿・・・P47

## 報告第 1 号

### 第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会総務企画専門委員の変更

準備委員会第 1 回総務企画専門委員会会議（平成 2 9 年 3 月 1 6 日開催）以降、平成 3 0 年 2 月 1 6 日までの間における専門委員の変更について、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則第 1 3 条において準用する第 8 条第 3 項の規定により報告する。

#### ○総務企画委員

（敬称略）

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者	就任年月日
下妻地方広域シルバー人材センター事務局次長	苅部好弘	木村宇一	平成 29 年 10 月 1 日
下妻市青年会議所理事長	小口泰永	藺部正博	平成 30 年 1 月 1 日
下妻市市長公室市民協働課長	飯田 薫	寺田武司	平成 29 年 4 月 1 日

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会事業報告

年	月 日	経 過 概 要
平成 2 9 年	4 月 11 日	ソフトボール競技会共催市県協会合同会議
	4 月 17 日	第 74 回国民体育大会下妻市準備委員会第 3 回常任委員会
	4 月 25 日	リハーサル大会開催申請書提出
	4 月 26 日	平成 29 年度第 74 回国民体育大会市町村競技施設整備費補助金交付申請書提出
	5 月 15 日	平成 29 年度国体記録業務研修会 第 74 回国民体育大会茨城県実行委員会第 2 回市町村連絡会議
	5 月 16 日	第 74 回国民体育大会下妻市準備委員会第 3 回総会 第 74 回国民体育大会下妻市実行委員会第 1 回総会
	5 月 17 日	いきいき茨城ゆめ国体下妻市競技会場等設計業務委託に係る事業者選定委員会
	5 月 18 日	平成 29 年度第 74 回国民体育大会市町村競技施設整備費補助金交付決定
	5 月 21 日	第 21 回鬼怒川流域交流 E ボート大会、第 26 回花とふれあいまつりにて P R ブース出展
	5 月 31 日	第 73 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技（少年男子・少年女子）がいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会に承認される。
	6 月 10 日	第 72 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技組合せ抽選会視察（群馬県）
	6 月 22 日	国道 125 号小野子歩道橋広報啓発用横断幕設置
	7 月 5 日	花いっぱい運動平成 29 年度試行栽培開始（市内小中学校 12 校）
	7 月 7 日	第 57 回全日本実業団男子ソフトボール選手権大会競技団体打合せ
	7 月 20 日	いきいき茨城ゆめ国体第 1 回競技運営担当者会議
	7 月 28 日 ~7 月 31 日	第 57 回全日本実業団男子ソフトボール選手権大会
	7 月 31 日 ~8 月 1 日	認知度向上 P R キャンペーン（県合同）

年	月 日	経 過 概 要
平成 2 9 年	8 月 2 日	茨城国体競技会場運営研修会（第 1 回全体会議）
	8 月 5 日	第 37 回千人おどりにて国体 P R
	8 月 10 日	いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会応援募金箱設置
	8 月 18 日 ～ 8 月 19 日	第 72 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技視察（監督会議・審判会議・記録員会議、競技 1 日目）
	8 月 21 日	第 72 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技視察（競技 3 日目、通過式）
	8 月 31 日	茨城国体競技会場運営研修会（第 1 回ブロック会議）
	9 月 9 日	第 72 回国民体育大会ソフトボール競技会組合せ抽選会視察
	9 月 28 日 ～ 10 月 4 日	第 72 回国民体育大会ソフトボール競技会視察（愛媛県）
	10 月 5 日 ～ 10 月 16 日	花いっぱい運動平成 29 年度試行飾花（4 競技会場）
	10 月 26 日	広報啓発用マグネット公用車貼付（茨城新聞に掲載）
	11 月 2 日	茨城国体競技会場運営研修会（第 2 回全体会議）
	11 月 25 日	筑波サーキット『耐久茶屋』にて P R ブース出展
	12 月 13 日 ～ 12 月 15 日	第 72 回国民体育大会東温市開催競技に関する事業概要説明会
	12 月 20 日 ～ 12 月 22 日	第 72 回国民体育大会西条市開催競技に関する事業概要説明会
平成 3 0 年	1 月 1 日	下妻市庁内実施本部設置
	1 月 3 日	第 47 回新春歩け歩け大会にて国体 P R
	1 月 16 日	新春のつどいにて国体 P R

## 2017 愛顔つなぐえひめ国体ソフトボール競技会（少年男子・少年女子）

【H29.9/29(金)～10/4(水)視察】

### 大会概要

- 試合はトーナメント方式で行われ、7回（イニング）で行う。
- 日没や降雨などで中止された場合は、5回以上過ぎれば正式試合となる。
- 7回を終了して同点の場合は、無死二塁から試合を再開し、勝敗が決まるまで試合を続ける。

競技名	種別	チーム数	会場
ソフトボール	少年男子	13	東温市総合公園多目的グラウンド 東温市かすみの森公園多目的広場
	少年女子	13	西条市東予運動公園多目的広場

男子優勝：広島県

女子優勝：千葉県，長崎県（2日目が雨天中止のため、準決勝の勝者が優勝）

### 総務企画専門委員会に関する事項

花いっぱい運動...東温市、西条市ともに多くのプランターで会場等を飾花していた。



東温市：総合公園（受付案内所）



西条市：東予運動公園（駐車場）

応援のぼり旗...会場内のふるまいコーナーや仮設スタンド等に設置されていた。



東温市：かすみの森公園（ふるまいコーナー）



西条市：東予運動公園（仮設スタンド）



## ボランティアの活用



東温市：総合公園（無料ドリンクコーナー）



西条市：東予運動公園（弁当引換所）

装飾等...会場内外にも装飾として多くのものが見られた。



東温市：総合公園（出入口）



西条市：東予運動公園みきゃん広場（出入口）

おふるまい（郷土料理の無料配布サービス）について



東温市：総合公園（ふるまいコーナー）



西条市：東予運動公園（ふるまいコーナー）

おふるまいは、国体やりハーサル大会時に、全国から訪れる選手や応援の皆様にも、郷土料理や地元の食材を使った料理を無料で配布するもの。（汁物、いなり、甘酒アイス等）配布数については、300食以上の用意であった。

来県者にとっても好評で、配布前から長蛇の列ができ、早々に完売する。

無料ドリンクコーナーでは、愛媛県ならではののみかんジュースの希望が多かった。

## 第74回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会概要

### 1. 大会概要

第74回国民体育大会競技別リハーサル大会

第73回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技会（少年男子・女子）

日 時：2018年8月18日（土）～20日（月）予備日 21日（火）

監督者会議及び開始式は、前日の8月17日（金）に実施

会 場：砂沼球場（下妻市半谷724番地1）

柳原球場（下妻市柳原791番地1）

千代川運動公園野球場（下妻市鬼怒257番地）

千代川中学校グラウンド（下妻市鎌庭2777番地）

参 加：関東1都7県から少年男女16チーム

主 催：公益財団法人日本体育協会 / 茨城県 他

主 管：茨城県 他

後 援：スポーツ庁

### 2. 内容

この大会は、関東各都県におけるスポーツの振興はもとより、スポーツの交流を通じて親睦と友情を深め、併せて地方文化の発展に寄与することを目的に開催されております。

また、今年福井県で開催されます第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」における関東ブロックの代表を決定する極めて重要な大会です。

関東ブロックを制する者は、全国を制すとも言われており、ハイレベルな戦いが予想されます。

#### 【参考画像】





## 報告第4号

### 市民運動推進の進捗状況



#### 1. 花いっぱい運動について

##### (1) 目的

全国から訪れる選手を児童・生徒が育てたたくさんの花で歓迎するとともに、国体に関わる機会をつくり、国体開催の機運醸成を図る。

##### (2) 生育プランター

競技会場までの運搬設置及び撤去は委託業者が行い、設置中の管理は環境美化係が行う。

区分	プランター数	区分	プランター数
下妻小学校	140	高道祖小学校	40
大宝小学校	50	宗道小学校	80
騰波ノ江小学校	30	大形小学校	40
上妻小学校	80	下妻中学校	140
総上小学校	30	東部中学校	80
豊加美学校	30	千代川中学校	60
合 計			800

##### (3) 設置場所

設置場所は、競技会場内とする。

設置場所	プランター数
砂沼球場	223
柳原球場	195
千代川運動公園野球場	208
千代川中学校グラウンド	174
合 計	800



## 2. 市民ボランティア募集状況について

### (1) 運営ボランティア（200名程度）

係名	業務内容	必要数	応募者数
受付案内	選手・観客等の来場者受付、会場案内、資料配布等	50	11
交通案内・誘導	駐車場整理・案内、シャトルバス誘導、観客誘導等	50	
環境美化	会場装飾物の維持管理（花の水やり等）、会場清掃等	47	
会場サービス	休憩所でのドリンクサービス、接待、弁当引き換え、空き容器回収等	45	
情報支援	手話等（スポーツイベントでの支援経験がある方、または資格を有する方）	4	
その他	上記以外の大会運営支援等	4	

### (2) 広報ボランティア（10名程度）

- ・ イベント会場等でのチラシ、グッズ配布等のPR活動
- ・ 各機関、サークル等への広報啓発支援等

### (3) 募集期間 2019年3月31日まで

### (4) 活動予定期間（運営ボランティアの方）

第74回国民体育大会競技別リハーサル大会

第73回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技会（少年男子・女子）

2018年8月18日（土）～20日（月） 予備日21日（火）

第74回国民体育大会ソフトボール競技会（少年男子・女子）

2019年9月29日（日）～10月1日（火）

200名募集は、1日あたり4会場の総数を想定している。なお、リハーサル大会は、別途必要数を検討する。希望者が多くなる場合は、できるだけ参加者の希望を取り入れて大会に参加できるよう工夫する。

### 3. 手づくり応援のぼり旗について



#### (1) 目的

市内の児童・生徒の手づくりによるたくさんの応援のぼり旗で、全国から訪れる選手を歓迎する。また、児童・生徒にとっては国体への関心を引き起こすとともに、都道府県について学ぶ機会とする。

#### (2) 制作依頼校

市内全小中学校及び下妻特別支援学校  
(小学校 9 校、中学校 3 校、下妻特別支援学校 1 校)

#### (3) 制作枚数 (計 500 枚)

#### (4) 設置場所

設置場所	設置期間	設置数
砂沼球場	平成 31 年 9 月 24 日 ~ 平成 31 年 10 月 1 日	140
柳原球場		120
千代川運動公園野球場		130
千代川中学校グラウンド		110
合 計		500

#### 4. おふるまい（郷土料理の無料配布）について



##### (1) おふるまいについて

国体会場において、全国から訪れる選手や応援・観戦者を温かく迎えるため、無料で郷土料理や下妻市の食材を使った料理などを提供する「おもてなしコーナー」を設置する。

地元の特産品や食材を使った「おもてなし料理」を調理し、提供する調理グループ・団体を募集し、その土地の食の魅力を全国に発信する機会とする。

##### (2) 先催の事例（2017 愛顔つなぐえひめ国体）

###### 東温市（ソフトボール少年男子）

実施日	会場	ふるまい内容	数量	実施団体
H29.10.1 ～ H29.10.3	総合公園 かすみの森公園	東温汁	300	東温市女性団体連絡協議会
		コーヒー、みかん	300	東温市体育協会

###### 西条市（ソフトボール少年女子）

実施日	会場	ふるまい内容	数量	実施団体
H29.10.1	東予運動公園	呈茶	300	国際ソロプチミストいしづち
		いなり	300	食生活改善推進協議会東予ブロック
		甘酒アイス	300	名水アイス
H29.10.2		いもたき	300	西条商工会議所女性会
		八モカツ	300	壬生川漁協
H29.10.3		たこ飯、いもたき	300	西条市連合婦人会
	クッキー	200	道前育成園	

##### (3) 実施方法等

- ・おふるまい料理に関する食材費や光熱水費などは、実行委員会で負担する。  
（金額等は検討中）
- ・提供時間は11時から開始し、準備した提供数がなくなり次第終了とする。
- ・郷土料理や下妻市の食材を使った料理などを、選手や監督、観客等に無料で提供する。
- ・搬入、搬出、配布、調理をボランティアで行う。
- ・おふるまいコーナーでの運営活動に関する保険は、市実行委員会で加入する。

#### (4) 実施期間

- ・ 第 74 回国民体育大会ソフトボール競技会（少年男子・女子）  
2019 年 9 月 29 日（日）～ 10 月 1 日（火）

#### 【参考画像】





## 議案第 1 号

### 第 7 4 回国民体育大会下妻市遺失物・拾得物取扱要項（案）

#### 1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体下妻市会場において、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場及び駐車場内等で、遺失物又は拾得物の届け出があった場合の取り扱いについて、遺失物法に基づき、必要な事項を定める。

#### 2 取扱及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物の取扱いは、会場総務班会場総務係（以下「会場総務係」という。）で実施する。
- (2) その日の業務終了までに落とし主が判明しない拾得物は、競技会場毎に定められた保管場所に一時保管し、盗難、紛失等の事故がないように留意すること。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会（事務局）へ引き継ぐものとする。

#### 3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物一覧表（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、拾得者に、拾得物の権利の有無、遺失者に対して連絡先告知の同意の有無について聞き取るものとし、拾得者が権利や報労金を希望する場合、拾得物預かり書（様式第 2 号）を作成し、交付するものとする。
- (2) 拾得物に拾得物個票を貼付して保管する。
- (3) 遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物一覧表（様式第 3 号）に必要事項等を記入の上、拾得物一覧表（様式第 1 号）と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、下妻警察署まで届け出るよう説明する。

#### 4 遺失物の返還及び拾得者への連絡

- (1) 遺失物の届出を受け、遺失者に遺失物を返還する際、運転免許証等で遺失者本人であることを確認の上返還し、拾得物一覧表（様式第 1 号）の返還処理欄に記載する。ただし、当該物件に対して拾得物預かり書（様式第 2 号）を交付している場合、又は高額商品等の場合は、遺失物受領書（様式第 4 号）に署名押印（印鑑がない場合はサイン）を

受ける。また、遺失者本人が受領できない場合は、委任状を添えて代理人が受領することができるものとする。

- (2) 拾得者に報労金の請求権利がある場合、遺失者に対して拾得物評価額の5～20パーセントの2分の1の報労金（相当物品）の必要があることを証明し、拾得者の方へお礼の連絡をするよう伝える。

## 5 拾得物の引き継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに拾得物の遺失者が判明しない場合は、実行委員会（事務局）に引き継ぐ。
- (2) 実行委員会（事務局）は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物について、拾得物提出書を添えて下妻警察署に引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会（事務局）は、拾得物を下妻警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、下妻警察署に引き継いだ旨を申出者に伝える。

## 6 適用

いきいき茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取り扱いについては、この要項に準じて実施する。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取り扱いに関して、必要な事項は別に定める。

(様式第1号)

拾得物一覧表

受理番号	受理月日 (受理処理者)	拾得日時 月 時 日 分頃	物件(種類及び数量)		拾得場所	拾得者の氏名 住所・連絡先	備考 (返還処理欄)
			現金	物品			

拾得物預かり書

受理番号	第 号							
受理日時	平成	年	月	日( )	午前・午後	時	分	
拾得日時	平成	年	月	日( )	午前・午後	時	分頃	
拾得場所								
拾得者	住所							
	氏名							
	電話	連絡先	( )	勤務先	( )			
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
物 品	品 名	形状・特徴・在中品の内訳等						
権利放棄の申告等	報労金請求権の放棄	する	しない					
	所有権の放棄	する	しない					
拾得者の同意等	遺失者へ住所・氏名告知の同意	する	しない					
	遺失者へ電話番号告知の同意	する	しない					
<p>上記の物件を預かりました。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">いきいき茨城ゆめ国体下妻市実行委員会 会長</p> <p style="text-align: right;">取扱者氏名 ..... 印</p> <p style="text-align: center;"><b>取扱者名及び印のないものは無効です。</b></p>								
<p>注1 この仮拾得物預り書は後日、下妻警察署で発行する正式な拾得物預り書が届くまでの間、あなたが標記物件の所有権を取得している証明になりますので、紛失しないように大切に保管して下さい。</p> <p>2 落とし主が判ったときは、標記物件を返還するとともに、お礼の連絡を取っていただくようお願いいたします。拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金(相当物品)を受け取ることができます。(報労金請求権の放棄をされた方は、該当しません。)</p> <p>3 落とし主がわからないときは、拾得物を下妻警察署へ提出します。なお、下妻警察署へ提出後、さらに3か月を経過しても遺失者が判らないときは、この拾得物はあなたのものになりますので、下妻警察署へ事前に電話で問い合わせして下さい。(所有権の放棄をされた方は、該当しません。)</p> <p>あなたが物件を受け取ることができる期間は、下妻警察署で発行する正式な拾得物預り書に記した期日より、3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意下さい。</p>								

拾得物預かり書(実行委員会控) 原本コピー可

受理番号	第 号							
受理日時	平成	年	月	日( )	午前・午後	時	分	
拾得日時	平成	年	月	日( )	午前・午後	時	分頃	
拾得場所								
拾得者	住所							
	氏名							
	電話	連絡先	( )	勤務先	( )			
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
物 品	品 名	形状・特徴・在中品の内訳等						
権利放棄の申告等	報労金請求権の放棄	する	しない					
	所有権の放棄	する	しない					
拾得者の同意等	遺失者へ住所・氏名告知の同意	する	しない					
	遺失者へ電話番号告知の同意	する	しない					
<p>上記の物件を預かりました。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">いきいき茨城ゆめ国体下妻市実行委員会 会長</p> <p style="text-align: right;">取扱者氏名 ..... 印</p> <p style="text-align: center;"><b>取扱者名及び印のないものは無効です。</b></p>								
<p>注1 この仮拾得物預り書は後日、下妻警察署で発行する正式な拾得物預り書が届くまでの間、あなたが標記物件の所有権を取得している証明になりますので、紛失しないように大切に保管して下さい。</p> <p>2 落とし主が判ったときは、標記物件を返還するとともに、お礼の連絡を取っていただくようにお伝えします。拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金(相当物品)を受け取ることができます。(報労金請求権の放棄をされた方は、該当しません。)</p> <p>3 落とし主がわからないときは、拾得物を下妻警察署へ提出します。なお、下妻警察署へ提出後、さらに3か月を経過しても遺失者が判らないときは、この拾得物はあなたのものになりますので、下妻警察署へ事前に電話で問い合わせして下さい。(所有権の放棄をされた方は、該当しません。)</p> <p>あなたが物件を受け取ることができる期間は、下妻警察署で発行する正式な拾得物預り書に記した期日より、3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意下さい。</p>								



(様式第3号)

遺失物一覧表

受理番号	受理月日 (受理処理者)	拾得日時		物件(種類及び数量)		遺失場所	遺失者の氏名 住所・連絡先	備考 (返還処理欄)
		月	日	現金	物品			
		時	分					
		時	分					
		時	分					
		時	分					
		時	分					

### 遺失物受領書

受理番号		第 号	
拾得日時		平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃	
拾得場所			
拾得者	住所		
	氏名		
	電話	( )	
拾得物件	現金	金 _____ 円 内訳 10,000円 ___枚      100円 ___枚 5,000円 ___枚      50円 ___枚 2,000円 ___枚      10円 ___枚 1,000円 ___枚      5円 ___枚 500円 ___枚      1円 ___枚	
	物品		
上記の物件を受領しました。			
平成 年 月 日			
いきいき茨城ゆめ国体下妻市実行委員会 会長 様			
住所 _____			
電話 _____ ( ) _____			
氏名 _____ 印			
返還担当者			

# 委任状

遺失物の受け取りを下記の者に委任しました。

受任者（代理人）住所 \_\_\_\_\_

受任者（代理人）氏名 \_\_\_\_\_ 委任者との関係 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

委任者（遺失者）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

競技名(種別)				
受理会場				
<b>拾得物個票</b>				
受理年月日	平成	年	月	日
受理番号	第		号	
拾得者 住所				
氏名				
拾得日時				
拾得場所				
備考(拾得物)				

競技名(種別)				
受理会場				
<b>拾得物個票</b>				
受理年月日	平成	年	月	日
受理番号	第		号	
拾得者 住所				
氏名				
拾得日時				
拾得場所				
備考(拾得物)				

競技名(種別)				
受理会場				
<b>拾得物個票</b>				
受理年月日	平成	年	月	日
受理番号	第		号	
拾得者 住所				
氏名				
拾得日時				
拾得場所				
備考(拾得物)				

競技名(種別)				
受理会場				
<b>拾得物個票</b>				
受理年月日	平成	年	月	日
受理番号	第		号	
拾得者 住所				
氏名				
拾得日時				
拾得場所				
備考(拾得物)				

# 拾 得 物 件 提 出 書

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。

平成 年 月 日

下妻警察署長 様

(占有者)

氏名又は名称

第74回国民体育大会下妻市実行委員会  
会長

住所又は所在地

下妻市鬼怒230番地

電話番号その他の連絡先

0296-45-8100

受理番号

下妻市実行委員会事務局(下妻市生涯学習課国体推進室)

番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権 利	拾得日時・場所	交付日時
	現金(内訳)	物 品				
1			氏名又は名称	有権 棄権 失権		
			住所又は所在地	同 意		
			電話番号その他の連絡先	有 無		
2			氏名又は名称	有権 棄権 失権		
			住所又は所在地	同 意		
			電話番号その他の連絡先	有 無		
3			氏名又は名称	有権 棄権 失権		
			住所又は所在地	同 意		
			電話番号その他の連絡先	有 無		
備考						

- 備考
- 1 の欄には、記載しないこと。
  - 2 提出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 印のある欄については、該当の 内にレ印を付すこと。
  - 4 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について、拾得者がこれらの全てを放棄している場合には棄権の 内にレ印を、法34条の規定によりこれらを失っている場合には失権の 内にレ印をそれぞれ付し、それ以外の場合は有権の 内にレ印を付すこと。なお、一部の権利のみを放棄している場合は、当該放棄した権利について備考欄に記載すること。
  - 5 同意欄については、法第13条第2項において準用する法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の 内にレ印を、同意をしないときは無の 内にレ印を付すこと。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときは、いずれの にもレは付さず、同意の有無が不明である旨を備考欄に記載すること。



番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権 利	拾得日時・場所	交付日時
	現金(内訳)	物 品				
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	有権 棄権 失権 同意 有 無		
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	有権 棄権 失権 同意 有 無		
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	有権 棄権 失権 同意 有 無		
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	有権 棄権 失権 同意 有 無		
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	有権 棄権 失権 同意 有 無		
備 考						

## 議案第2号

### 第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項(案)

#### 1 趣旨

この要項は、下妻市において開催される第74回国民体育大会(以下「大会」という。)に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るとともに、物産品等の展示販売等を行うため、売店の設置運営に関して、必要な事項を定める。

#### 2 設置場所

売店は、原則として各競技会場に設置する。

#### 3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会場の競技開始日から最終日までとする。ただし、第74回国民体育大会下妻市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、必要に応じてこれを変更することができる。

#### 4 開設時間

売店の開設時間は、別に定める。

#### 5 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置及び規模は、実行委員会が各競技会場等の状況等を勘案して決定する。

#### 6 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費相当分として、実行委員会が別に定める出店料を負担する。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りでない。
- (3) 既納の出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

#### 7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスコット「いばラッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本体育協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの

(2) スポーツ用品

(3) 観光物産品

(4) 飲食物

(5) 宅配便

(6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めたもの

## 8 出店者条件

売店の出店者は、原則として(1)及び(2)のいずれにも該当するもので、実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ・ 申請時に1年以上下妻市内に店舗を有して営業を継続している者
- ・ 過去の国体において出店実績がある者
- ・ 国体関連グッズ、観光物産品又は飲食物に係る関係団体等
- ・ 前3に掲げるもののほか、実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

- ・ 競技開催期間中、継続して出店することができること。
- ・ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ・ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと。
- ・ 飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- ・ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと。
- ・ 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

## 9 運営設備等

売店の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管又は冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。
- (2) 商品が見やすいように、売店の規模に応じた陳列設備を設けること。
- (3) その他関係法令等に適合していること。

## 10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、出店申請書(様式第1号)に関係書類(様式第2号から第4号まで)を添付し、実行委員会に提出するものとする。

## 11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認められた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認められた者

## 12 保健所への手続き

食品を販売する出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に必要な届出を行わなければならない。

## 13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選考した者に対し、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証(様式第5号)を交付するものとする。

## 14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

## 15 売店責任者

- (1) 出店者は、販売員等の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の管理運営に当たらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員等の指導に努めなければならない。

## 1 6 禁止事項

出店者及び販売員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売り、呼込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (5) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火器を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 1 7 遵守事項

出店者及び販売員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出、処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、紙容器、空き瓶、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。

- (8) 服装は、清潔なものを着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 19 事故発生時等の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したときは、売店責任者は、速やかに初期対応するとともに、直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見した時には、売店責任者は、直ちに売店監督員又は実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消すことができる。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

## 21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を撤去し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。

## 22 損害賠償

出店者又は販売員等は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 2 3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

年 月 日

第74回国民体育大会下妻市実行委員会  
会長 様

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

## 出 店 申 請 書

いきいき茨城ゆめ国体において、下妻市実行委員会が運営する会場内に、  
売店を出店したいので、第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項第10項の規定  
に基づき申請します。

### 1 希望内容

希望 順位	出店会場名	出店ブース数	出店日	備考
1		ブース		
2		ブース		
3		ブース		
4		ブース		
5		ブース		

### 2 添付書類

出店概要書 (様式第2号)

売店従事者及び搬入車両予定表 (様式第3号)

誓約書兼承諾書 (様式第4号)

営業に関する許可書等の写し (いきいき茨城ゆめ国体下妻市売店設置運営要項第8項第2号2)

申請者の本人確認書類 (免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの)

法人格を有する団体の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本でも可とする。

標記の申請に際してご記入及びご提出いただいた個人情報、いきいき茨城ゆめ国体における下妻市競技会場の売店に関する事務以外には一切使用しません。



(様式第2号)

## 出店概要書

商号又は名称				
代表者氏名				
代表者生年月日	年 月 日生			
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【FAX】		
出店担当者	【電話】			
業種				
主要取扱品目	国体関連グッズ・スポーツ用品・観光物産品 飲食物・宅配便・その他			
出店実績				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等処分歴の有無	有 無	過去1年間食中毒発生事故歴の有無	有 無	
販売品目価格等一覧				
	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

不足する場合には、別紙に追加してください。

営業に関して取得した許可等がある場合は、許可書等の写しを添付してください。

(様式第3号)

## 売店従事者及び搬入車両予定表

(商号又は名称

)

### 1 従事者名簿

従事日	会場名	売店責任者	販売員	販売員	販売員
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別
月 日		ふりがな 性別	性別	性別	性別

売店責任者及び販売員にはふりがなを記入してください。

売店責任者及び販売員の本人確認書類(免許証、パスポートの写しなど顔写真付のもの)を添付してください。

### 2 車両予定表

会場	車両の種類	車両ナンバー	備考

(注) 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

駐車車両、搬入搬出用車両の別を備考欄に記入してください。

駐車車両は原則1台とします。

(様式第4号)

年 月 日

第74回国民体育大会下妻市実行委員会  
会長 様

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 誓約書兼承諾書

いきいき茨城ゆめ国体における下妻市競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、第74回国民体育大会国体下妻市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 租税に一切の滞納はありません。
- 2 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。

(連絡担当者)

担当者所属 : \_\_\_\_\_

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

F A X : \_\_\_\_\_

E - mail : \_\_\_\_\_

(様式第5号)

年 第 号  
月 日

様

第74回国民体育大会国体下妻市実行委員会

会 長

## 売店出店許可証

年 月 日付で申請のありましたいきいき茨城ゆめ国体における下妻市実行委員会が運営する会場内での売店出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の出店に関しては、関係法令等及びいきいき茨城ゆめ国体下妻市売店設置運営要項を遵守すること。

## 議案第3号

### 第74回国民体育大会下妻市売店募集要領(案)

#### 1 目的

第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項に基づき、大会参加者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、下妻市物産品や国体関連グッズ等の展示販売等を行うため、売店を募集する。

#### 2 対象となる競技会場及び日程

会場	日程
砂沼球場	平成31年9月29日(日) ~ 10月1日(火)
柳原球場	
千代川運動公園野球場	
千代川中学校グラウンド	

出店位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。

#### 3 開設時間

原則として、開設開始は競技開始より1時間前から、開設終了は競技終了より30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

#### 4 会場設備

実行委員会が売店を設営する場所の1ブースあたりの設備等は、次のとおりとする。その他に必要な設備等がある場合は、実行委員会に報告の上、各出店者が準備する。

- (1) テント(2間×3間)1張
- (2) 長机(45cm×180cm)6台
- (3) 椅子(パイプ椅子)4脚
- (4) 上記の備品以外に必要な物は、出店者が用意してください。

1出店者が2ブース以上又は1/2ブースでの利用を希望する場合は、実行委員会が出店状況を勘案して調整する。また、出店数は各会場で異なるので、実行委員会に確認する。

## 5 出店料

1 ブース（2間×3間）1日あたりの出店料は、市内業者が3,000円、市外業者が5,000円とする。

納付された出店料は特別の場合を除き還付しない。

行政関係等、県内の福祉施設、実行委員会が特に認めた場合は出店料を免除とする。

## 6 販売品目

### (1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスコット「いばラッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本体育協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの

### (2) スポーツ用品

### (3) 観光物産品

下妻市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

### (4) 飲食物

#### 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

#### 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設においてカット等の下処理されたものを提供直前に加熱処理するものであること。

### (5) 宅配便

### (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めたもの

## 7 出店者基準及び条件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者で、実行委員会が適当と認めた者とする。

### (1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ・ 申請時に1年以上下妻市内に店舗を有して営業を継続している者
- ・ 過去の国体において出店実績がある者
- ・ 国体関連グッズ、観光物産品又は飲食物に係る関係団体等
- ・ 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

- ・ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ・ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと。
- ・ 飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- ・ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと。
- ・ 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

8 出店者の選定

実行委員会において、第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項に基づいて審査する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

9 提出書類

- (1) 出店申請書（様式第1号）
- (2) 出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者及び搬入車両予定表（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

10 応募方法

出店希望者は、所定の申請書（様式第1号～様式第4号）に必要事項を記入、押印の上、本人確認書類を添付して、平成31年5月 日（ ）までに実行委員会事務局へ提出すること。郵送の場合は、平成31年5月 日（ ）必着とする。

11 その他

- (1) 実行委員会を選定した者に対しては、6月上旬頃に決定通知書を送付します。また、6月中旬頃に説明会を開催し、売店出店許可証（様式第5号）を交付します。

- (2) 売店出店に係る禁止事項、遵守事項、管理運営等は、「第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項」を確認してください。
- (3) 原則、1出店者につき駐車場1台分を用意しますが、会場から距離がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）など実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできません。
- (5) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補てんや補償を実行委員会に請求することはできません。
- (6) この要領に定めのない事項については、関係団体等と協議の上、実行委員会が定めるものとします。

## 1 2 問い合わせ先

〒304-8555 下妻市鬼怒 230 番地

第74回国民体育大会下妻市実行委員会（事務局 / 下妻市生涯学習課国体推進室）

電話 0296-45-8100 FAX 0296-43-3519

E-mail [kokutai@city.shimotsuma.lg.jp](mailto:kokutai@city.shimotsuma.lg.jp)



平成 29 年 5 月 16 日  
準備委員会第 3 回総会決定

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則

### 第 1 章 総則

#### (名称)

第 1 条 本会は、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第 2 条 実行委員会は、第 7 4 回国民体育大会（以下「大会」という。）において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

#### (所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第 2 章 組織

#### (組織)

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 市職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

#### (役員)

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 30 名以内
- (4) 監事 2 名

#### (役員を選任)

第 6 条 会長は、下妻市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

( 役員の職務 )

第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 1 2 条第 7 項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

( 任期等 )

第 8 条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前 2 項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

( 顧問及び参与 )

第 9 条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第 3 章 会議

( 会議の種類 )

第 1 0 条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

( 1 ) 総会

( 2 ) 常任委員会

( 3 ) 専門委員会

( 総会 )

第 1 1 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

( 1 ) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。

( 2 ) 会則の制定及び改廃に関すること。

( 3 ) 事業計画及び事業報告に関すること。

( 4 ) 予算及び決算に関すること。

( 5 ) 常任委員会に委任する事項に関すること。

( 6 ) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。  
（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、前2項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 11 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を大会主管課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

### (解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第8章 補則

### (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 (平成28年2月25日総会議決)

この会則は、平成28年2月25日から施行する。

付 則

1 この会則は、平成29年5月16日から施行する。

2 この会則の施行日前に、現に第74回国民体育大会下妻市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、この会則の規定により委嘱されたものとみなす。

平成 29 年 5 月 16 日  
準備委員会第 3 回総会決定

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則（平成 28 年 2 月 25 日決定）第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び付託事項)

第 2 条 専門委員会の名称及び第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

### (役員)

第 3 条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

### (役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

### (役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

この規程は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。

### 付 則

この規程は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務企画に関すること。</li> <li>2 財務に関すること。</li> <li>3 広報に関すること。</li> <li>4 市民協働に関すること。</li> <li>5 歓迎・接伴に関すること。</li> <li>6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</li> </ol>
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技に関すること。</li> <li>2 式典に関すること。</li> <li>3 競技用具・施設に関すること。</li> </ol>
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関すること。</li> <li>2 医事・衛生に関すること。</li> </ol>
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送・交通に関すること。</li> <li>2 警備・消防に関すること。</li> </ol>

平成 29 年 2 月 7 日  
準備委員会第 2 回常任委員会決定

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画

### 1 趣旨

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」(以下「茨城国体」という。)の開催に向け、市民の総力を結集し、心からのおもてなしで下妻市ならではの個性と魅力ある大会の実現に努めるとともに、市民と行政の協働を推進し、新たな活力とにぎわいを創出する大会を目指すため、第 7 4 回国民体育大会下妻市基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

### 2 主要項目

#### (1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体(以下「県等」という。)と連携し、茨城国体下妻市ソフトボール競技会を成功させるとともに、本大会を一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながるものとするため、本計画を基に主要項目ごとの詳細な実施計画を策定し、施策を推進する。

- ・総合計画進行管理
- ・年次計画進行管理

#### (2) 財務

県等との相互協力のもと、簡素な中にも実りある国体を目指し、適切で効率的な財務運営を行う。また、国体事業推進に向けて様々な協賛を募り、市民総参加による大会とする。

- ・国体開催経費予算編成
- ・リハーサル大会開催経費予算編成
- ・国体事業への協賛推進

#### (3) 広報

茨城国体に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、下妻市を訪れる方々をはじめ、全国に歴史・伝統・文化・自然・食など下妻市の魅力を発信する。また、国体開催の成果を永く記録に留めるため、大会記録報告書等を編纂する。

- ・広報展開(印刷物・メディア・啓発イベント・工作物等)
- ・大会記録報告書の編纂

#### (4) 市民協働

市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げ、市民一人ひとりが活躍する大会とする。また、国体開催の意義を広めるとともに、茨城国体の経験をその後の市民協働によるまちづくりにつなげる。

- ・運営ボランティアの募集及び活動推進
- ・歓迎市民運動(花いっぱい運動、手づくりのぼり旗の作製等)の推進
- ・文化プログラムの開催
- ・環境美化活動の実施

#### (5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、下妻市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の観光、芸術・文化、産業等を広く紹介する。また、下妻駅・道の駅しもつま等への国体案内所の設置や、競技会場内における休憩所・売店の整備、観光ガイドブックの作成等を通じ、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしに努める。

- ・歓迎装飾の実施
- ・案内所、休憩所、売店の設置
- ・観光ガイドブック等の作成

#### (6) 競技運営

県等と緊密な連携を図りながら、参加選手が日頃の練習の成果を十分に発揮できるよう、競技に必要な諸条件を整備し、競技会の準備・運営に万全を期す。

- ・競技運営
- ・競技役員等の編成
- ・競技記録の集計、速報
- ・リハーサル大会の開催

#### (7) 式典

可能な限り簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある運営に努める。

- ・表彰式の実施
- ・炬火イベントの開催

#### (8) 競技用具及び施設

競技会の実施に必要な用具等の調達については、県等と十分協議し、遅滞のない、過不足のない整備を行う。さらに、競技施設については、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を図る。

- ・大会に使用する競技用具の整備
- ・競技施設の整備(看板、仮設スタンド、案内所などの臨時施設を含む)



( 9 ) 宿泊

宿泊施設その他関係機関との連携により、地場産品を使用した食事や心地よい宿舎の提供など、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

- ・ 監督・選手及び役員等の配宿
- ・ 郷土色豊かな食事の提供

( 10 ) 医事・衛生

茨城国体にかかわる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関との連携を強化する。さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

- ・ 食品衛生対策
- ・ 環境衛生対策
- ・ 防疫対策
- ・ 医療救護体制の確立

( 11 ) 輸送・交通

下妻市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送・交通体制の確立を図る。あわせて、交通混雑の緩和と環境への負担軽減のためにも公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

- ・ 輸送対策
- ・ 交通対策(駐車場確保を含む)
- ・ 交通安全対策

( 12 ) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における安全面の確保や事故等の防止、大規模災害等の非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と連携を密にしながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

- ・ 警備対策
- ・ 消防防災対策
- ・ 大規模災害等の対策

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会  
総務企画専門委員会委員名簿

【委員 2 6 名】

(順不同・敬称略)

	所属機関・団体名	氏 名	所属団体での役職
委員長	鬼怒川流域交流 E ポート大会実行委員会	飯 島 和 一	委員長
副委員長	下妻市観光協会	山 本 宗 一	副会長
産業経済 社会福祉	下妻市商工会	菱 沼 茂	事務局長
	常総ひかり農業協同組合	染 野 清	企画総務部長
	下妻市自治区長連合会	猪 瀬 憲 一	副会長
	下妻市ふるさとづくり推進協議会	安 原 春 光	副会長
	下妻市建設業会	塚 田 隆	会長
	下妻市千代川建設業協会	横 関 順 一	理事
	下妻地方広域シルバー人材センター	苅 部 好 弘	事務局次長
	下妻市文化団体連絡協議会	國 府 田 晋	会長
	下妻市婦人会	栗 原 キ ヨ	副会長
	下妻市老人クラブ連合会	須 藤 常 夫	副会長
	下妻市ボランティア連絡協議会	飯 塚 は つ い	会長
	下妻青年会議所	小 口 泰 永	理事長
スポーツ	下妻市体育協会	三 浦 仁	副会長
	下妻市ソフトボール連盟	小 島 浩 二	事務局
	茨城県ソフトボール協会	大 久 保 進 司	理事長
	下妻市スポーツ推進委員会	富 永 武 久	副委員長
学校	下妻市校長会	増 田 徹	東部中学校長
	茨城県立下妻第一高等学校	国 府 田 稔	教頭
	茨城県立下妻第二高等学校	小 島 涉	教諭
下妻市	下妻市経済部	斉 藤 敏	部長
	下妻市市長公室秘書課	倉 持 総 男	課長
	下妻市市長公室市民協働課	飯 田 薫	課長
	下妻市建設部都市整備課	鈴 木 伸 一	課長
	下妻市教育委員会学校教育課	高 橋 浩 之	課長
事務局	下妻市教育委員会生涯学習課国体推進室		



# いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

第74回 国民体育大会下妻市実行委員会



下妻市イメージキャラクター

シモンちゃん